

尼崎市公告第77号

総合評価一般競争入札の施行について

地方自治法第234条の規定に基づき、次のとおり総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札をいう。以下同じ。）を行う。

令和3年8月11日

尼崎市長 稲 村 和 美

1 入札対象

(1) 事業名

第3工場跡地整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業場所

尼崎市大高洲町2番地

(3) 事業期間

本事業に係る契約の締結日から令和7年3月31日まで

(4) 事業内容

事業者が清掃事務所、じんかい収集車車庫、ごみ受入ヤード、計量受付棟、計量機棟、倉庫及び整備場その他の施設について設計及び施工を一括して行う設計施工一括方式により実施する本事業に係る次に掲げる業務

ア 事前調査業務

(ア) 解体撤去に必要なアスベスト、ダイオキシン類等調査業務

(イ) 施設の整備に必要な調査業務（補完的な測量や地質調査等を含む。）

イ 設計業務

(ア) 整備対象施設の基本設計業務及び実施設計業務

(イ) 解体対象施設の解体設計業務

ウ 建設等業務

(ア) 施設建設工事業務

(イ) 解体撤去工事（土壌汚染対策工事を含む。）の業務

(ウ) 機械警備設備工事（空配管設置等要求水準書に特記するものに限る。）の業務

(エ) その他の工事（電力、用水、ガス、排水、雨水、電話等各種ユーティリティの引込みに係る工事その他必要な工事）の業務

エ その他の業務

(ア) 工事監理業務

(イ) 事業者が行うべき必要な諸官庁届出等業務

(ウ) 交付金申請等本市が行う諸官庁届出等の支援業務

(エ) 工事に対する苦情対応等事業者が行うべき近隣対応業務

(オ) 本市が行う近隣対応の支援業務

2 入札の方法

総合評価一般競争入札

3 入札参加資格

別添 1 の入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を満たすこと。

4 入札説明書等の公表

入札説明書その他本件入札に必要な書類（以下「入札説明書等」という。）は、随時、下記の本市のウェブサイトにおいて公表する。

アドレス <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

5 現地見学会の日時、場所等

(1) 日時

令和 3 年 8 月 1 9 日から同年 1 0 月 2 8 日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）において、市長が認める日

午前 9 時から午後 5 時までの間において、市長が認める時刻

(2) 場所

上記 1 (2) に掲げる場所

(3) 申込方法

現地見学会申込書を、電子メールにより下記アドレスに送信すること。

アドレス ama-shisetsukensetsu@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 申込期限

見学希望日の 7 日前に相当する日の午後 1 2 時までに必着

6 入札説明書等に関する質問

本件入札に参加しようとする者（グループにあっては、その構成企業）は、入札説明書等に関する質問書を次のとおり提出することができる。

(1) 提出方法

入札説明書等に関する質問書を、電子メールにより上記 5 (3) のアドレス宛に送信すること。

なお、当該書類の送信後、速やかに、下記の電話番号に電話して、当該書類を送信した旨を連絡すること。

電話番号：06-6409-0301

(2) 提出期限

令和 3 年 8 月 1 2 日から同月 3 1 日まで（同日にあっては、午後 5 時までに必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答内容は、質問者の正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和 3 年 9 月 1 5 日を目途に、上記 4 のウェブサイトに掲載する。

7 入札参加資格の審査

(1) 本件入札に参加しようとする者（グループを含む。以下同じ。）は、参加表明書その他市長が別に定める書類（以下「参加表明書等」という。）に必要な事項を記入のうえ、これらを郵送（その送達の実を証明することができる方法に限る。）又は持参により市長に提出し、入札参加資格の審査（以下「参加資格審査」という。）を受けなければならない。

(2) 受付の期間

ア 持参による場合

令和3年9月16日から同月30日まで（日曜日等を除く。）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 郵送による場合

令和3年9月16日から同月30日まで（同日にあっては、午後5時までに必着）

(3) 受付の場所

尼崎市大高洲町8番地

尼崎市経済環境局環境部（施設建設担当）

(4) 参加資格審査提出書類は、上記4のウェブサイトから入手すること。

(5) (2)の受付の期間内に参加表明書等を提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(6) 参加資格審査により入札の参加資格があると認められた者が本件入札の日までの間に入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該者は本件入札に参加することができない。

(7) 参加資格審査により入札の参加資格があると認められた者には、参加資格確認通知書を電子メールにより送信する。

8 入札書等及び提案書の提出

(1) 参加資格審査により参加資格があると認められた者は、入札金額その他必要事項を記入した入札書、見積書及び内訳書（以下「入札書等」という。）を入札書等の提出用封筒に封入し、必要事項を記載した提案書とともに市長に提出しなければならない。

(2) 受付の日時及び場所

ア 日時

令和3年10月29日

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 場所

上記7(3)に掲げる場所

(3) 入札書等及び提案書は、上記4のウェブサイトから入手すること。

(4) 入札書等及び提案書の提出は、(2)イの場所への持参に限る。

(5) 提出した入札書等及び提案書の書換え、引換え、撤回等は、原則として認めない。

9 入札辞退の申出

(1) 参加表明書等を提出した者が本件入札を辞退する場合は、辞退届を郵送又は持参により市長に提出しなければならない。

(2) 受付の場所

上記7(3)に掲げる場所

(3) 辞退届は、上記4のウェブサイトから入手すること。

(4) 辞退届の提出を郵送で行う場合は、その送達の実を証明することができる方法によらなければならない。

10 入札保証金

免除する。

1 1 予定価格及び最低制限価格

(1) 予定価格

2, 712, 000, 000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(2) 最低制限価格

設定しない。

1 2 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和3年12月1日

午後1時以降で市長があらかじめ指定する時刻

(2) 場所

尼崎市大高洲町8番地

尼崎市大高洲庁舎2階2-8会議室

1 3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格がない者若しくは7(7)の参加資格確認通知書を受領しなかった者又はこれらの代理人がした入札

(2) 委任状を提出せずに代理人がした入札

(3) 指定した期間内に提出されなかった入札

(4) 所定の入札書及び入札書等の提出用封筒によらない入札

(5) 入札者（グループにあっては、入札をしたその代表企業（提出された参加表明書等にグループの代表として記載された企業をいう。）。以下同じ。）又はその代理人の記名押印がない入札

(6) 参加表明書等の提出者印と異なる印鑑を押印した入札

(7) 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札

(8) 入札者又はその代理人が1人で本件入札について2通以上の入札をした場合、その全部の入札

(9) 入札者及びその代理人が本件入札についてそれぞれ入札した場合、その双方の入札

(10) 入札金額、入札者の名称その他主要部分が識別し難い入札

(11) 入札金額が訂正された入札

(12) 本件入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(13) 入札金額の全てにアラビア数字が用いられていない入札

(14) 入札金額の直前に円記号が記載されていない入札

(15) 郵便により送付された入札

(16) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(17) 提出された書類に虚偽の記載をした者を構成企業とするグループ又はその代理人がした入札

(18) その他本件入札に関する条件に違反した入札

1 4 落札者の決定の方法

有効な入札を行った者のうち、尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会において別添2の落札者決定基準に基づき選定された者を基本として決定する。

15 落札者の決定の取消し

落札者が、下記16(1)の仮契約を締結するまでに入札参加資格の要件を満たさなくなったときには、落札者としての決定を取り消すことがある。

16 事業契約の締結に関する事項

(1) 本事業に係る事業契約（以下「本件契約」という。）については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する尼崎市議会の議決を要する契約に該当するため、尼崎市契約規則（以下「契約規則」という。）第30条の規定により、落札者と仮契約を締結し、尼崎市議会の議決後、本契約を締結する。

(2) 本件契約に係る仮契約の締結の日から本件契約に係る本契約の締結の日までの間において、落札者が入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を解除する。この場合において、落札者がこれにより損害を受けても、本市は、その損害について賠償等の責任を負わない。

(3) 本件契約は、尼崎市公共調達基本条例第11条第1項に規定する対象契約に該当するため、本件契約を締結する者は、本事業の実施に当たり労働関係法令遵守状況報告書等の提出が必要である。

17 契約保証金

契約金額の100分の5に相当する額以上とする。ただし、契約規則第32条の規定により、契約保証金の全額又は一部を免除することがある。

18 契約不適合保証金

本件契約を締結する者は、本事業の契約金額（税込金額）の100分の5に相当する金額以上を契約不適合保証金として、本事業に係る業務が完了するまでに納付すること。ただし、既に納付している契約保証金を契約不適合保証金として充当する場合又は履行保証保険に契約不適合特約が付されている場合は、この限りでない。

契約不適合保証金は、目的物の引き渡しを受けた日から市長が別に定める期間の留保期間経過後、契約不適合保証金を充当することがなければ、返還する。

19 その他

(1) 本件入札を公正に執行することができないと認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、本件入札の執行を延期し、又は中止することがある。

(2) 入札参加資格の審査を受けた者の名称及び数は、落札者が決定するまで公表しない。

(3) 本件入札は、上記に定めるもののほか、入札説明書等にのっとり行う。